



沖縄21世紀ビジョン



第5回 「食中毒！」いつ発生が多い？ ～食品の安全性を確保するために～

「食べること」は、私たちの生命を維持するためのエネルギー源となるだけでなく、日々の生活に喜びや楽しみを与えてくれるものです。



しかし、食中毒になってしまったら楽しいはずの食事が台無しになってしまいます。食品の安全性を確保するための県の取り組みと家庭でできる食中毒対策をご紹介します。

近年、食品表示や食材の偽装事案、食品への異物混入事案、O-157などの腸管出血性大腸菌による大規模食中毒の発生など、食品の安全性に関わる事件・事故が発生しています。

「食べること」を楽しむためにも、おいしさや栄養はもちろんのこと、まず、第一に食品の安全性がとて大切です。

県は、食品の安全性を確保するための取り組みとして、飲食店や製造所などの食品取扱施設への立入検査を行い、営業者や従事者に対して衛生面での指導や助言を行っています。また、必要に応じて食品の細菌検査や理化学検査を実施しています。



食品の細菌検査



食品取扱施設への立入検査

●食中毒いつ発生が多い？

「食中毒」というとジメジメした梅雨どきや暑い夏場に多いイメージはありませんか？

実は、統計的に見ると9月と10月が多い傾向にありますが、一年を通して食中毒は発生しています(グラフ参照)。

夏場は細菌性、冬場はウイルス性の食中毒が多いとされています。

沖縄県の過去10年間の食中毒月別発生状況(平成17年～平成26年)



●食中毒対策の三原則

食中毒は、飲食店などに限らず家庭でも発生していますので、次の食中毒対策の三原則を心がけてください。

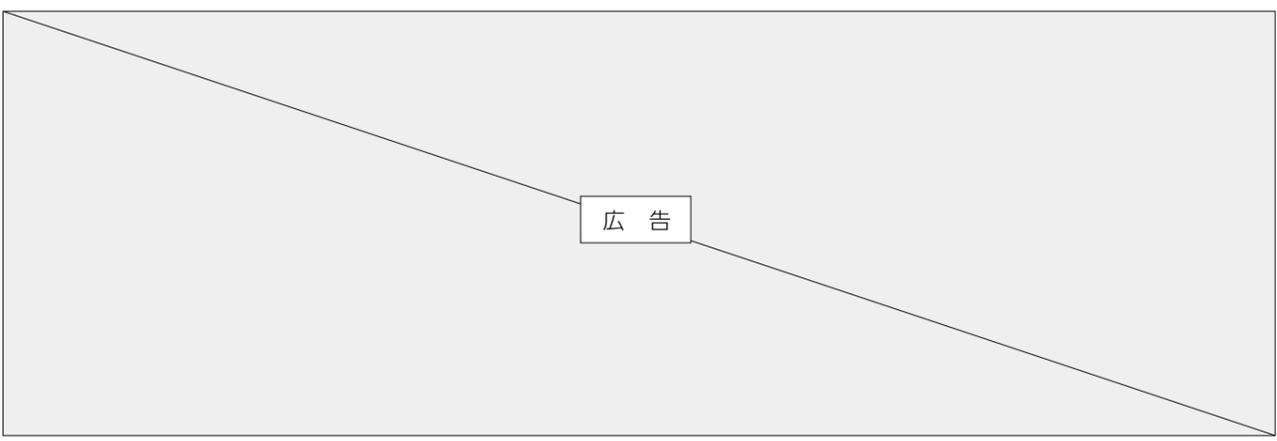
- ①つけない(清潔)：手を洗う、清潔な器具を使う。
- ②増やさない(迅速・冷却)：調理後は、できる限り早く食べる。冷蔵庫は10℃以下にする(魚介類は5℃以下)。
- ③やっつける(加熱)：十分な加熱をする。

本県の気候は、本土と比較し高温多湿の期間が長く細菌性食中毒が発生しやすい環境にあると言えます。

暑さのピークが過ぎたからといって、油断しないことが何よりも大切です。



お問い合わせ | 県生活衛生課 | 電話：098-866-2055



9月10日は「屋外広告の日」です。

～「いきいきとサインが彩る人と街」～

■屋外広告物とは

屋外広告物とは、主に広告主や事業者が自身の営業内容を表示したり、宣伝を目的として看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他工作物の利用等の方法により屋外へ表示されているものです。

「広告物」という響きから営利的な広告をイメージをされるかと思いますが、非営利的なものであっても、文字や図柄、絵画、写真等によって表示されているものは全て屋外広告物となります。



屋外広告物の例



那覇市のさいおんスクエア

■屋外広告物は沖縄らしいまちなみづくりの一環です

私達が住む地域のまちなみは、道路や樹木、建物、河川、空、海、山、公園など様々な要素で形成されており、屋外広告物もその重要な要素の一つとなっています。無秩序に広告物が設置されると、まちなみや景観を損ねるだけでなく、広告物落下による事故等の要因となることも考えられます。

広告主や事業者のみなさんもまちなみをつくるプレイヤーです。ルールを守って、安全で沖縄らしいまちなみをつくりましょう。

■どんなルールがあるの？

●屋外広告物の設置には許可が必要です。

安全な広告物の設置と景観を守るため、屋外広告物の設置をするときは、原則**沖縄県知事(那覇市内へ設置する場合は那覇市長)への許可申請が必要です。**屋外広告物を作成・設置する際には、お近くの各土木事務所(又は那覇市)に、事前に確認をしましょう。

※広告物の大きさや地域によっては、設置できない場合があります。

●屋外広告業者の方は 県知事の登録を受ける必要があります。

登録受付は、各土木事務所にて随時行っています。登録を受けずに広告業を営んだ者には50万円以下の罰金に処される場合があります。

また、屋外広告業者向け講習会を平成27年11月19日(木)に開催予定です。

■県の取り組み

毎年9月1日～10日を「屋外広告物適正化旬間」、9月10日を「屋外広告の日」と定めており、県では屋外広告物制度の周知活動や、土木事務所と関係機関が連携して違反広告物のパトロール等を行います。

屋外広告物の相談、許可申請は最寄りの土木事務所へ、那覇市内に設置する場合は那覇市役所へお問い合わせください。



- 北部土木事務所 維持管理班 TEL:0980-53-1787
- 宮古土木事務所 維持管理班 TEL:0980-72-2769
- 中部土木事務所 維持管理班 TEL:098-894-6512
- 八重山土木事務所 維持管理班 TEL:0980-82-2942
- 南部土木事務所 維持管理班 TEL:098-867-2941
- 那覇市都市計画部 都市計画課 TEL:098-951-3246

お問い合わせ | 県都市計画・モノレール課 | 電話：098-866-2408 | FAX：098-866-5938

